

学術情報へのアクセス向上を目指して一機関リポジトリのいま

諸外国のオープンアクセス(OA)政策 第1部 テーマ編

この数年、公的資金、すなわち国民の税金が使われた研究の成果はオープンアクセ ス (以下、〇A)とすべきであるとの考え が、世界各国で次々と具体化されつつある。 しかし適切な政策を策定し、助成金を得た 研究者に〇Aを義務付けている国は、まだ 決して多いとは言えない。本記事では、積極的に取り組んでいる米国、カナダ、ドイツ、英国、オーストラリアなど数カ国の例 を紹介する。〇A義務化を実施している大学や研究機関もあるが、政府が資金を提供 学や研究機関もあるが、政府が資金を提供 でおかり上げる。

米国

曹は三兆六○○○億円)。巨額の助成金を 曹は三兆六○○○億円)。巨額の助成金を 曹は三兆六○○○○億円)。巨額の助成金を 曹は三兆六○○○○億円)。巨額の助成金を 曹は三兆六○○○○億円)。巨額の助成金を 曹は三兆六○○○○億円)。巨額の助成金を 曹は三兆六○○○○億円)。巨額の助成金を

下院を二○○七年七月に、上院を一○月にを含む「二○○八年労働厚生歳出法案」はかわらず、NIHにOAを義務付ける条項ロビー活動やホワイトハウスの反対にもか

無料デジタルアーカイブである。この原案 PubMed Central は、生医学やライフサ 開すべきである」というものであった。 究の結果は、学術雑誌などで発表後六カ月 見を求めた。「NIHから助成金を得た研 勧告から二カ月後、NIHはパブリックア 使用するが、意味するところは同じである。 はなく、パブリックアクセスという言葉を 二〇〇四年七月、NIHに対してパブリッ ある一般の人々が、十分にアクセスできな 使った研究の報告書やデータに、納税者で ベースに掲載されるとして高い評価を得た。 も無料アクセスできるオンラインデータ 公的資金を得た研究の成果が、一般の人々 月に発表された最終的な情報公開政策は 響を呼び、賛否両論が寄せられた。翌年1 イエンスに関する分野を広くカバーする。 以内に、PubMed Central に登録して公 クセス政策の原案を発表し、広く国民の意 の道が本格的に開かれた。NIHはOAで ここにNIHのパブリックアクセス政策へ クアクセス政策を打ち出すよう勧告した は、米国内はもちろん、世界中に大きな反 い現状を憂えた米国下院歳出委員会は

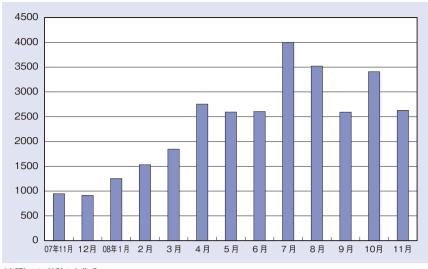
> も達せず、成果が上がっていないことが明 案の定、論文登録率は二年経っても五%に された納税者アクセス同盟(図書館団体、 国出版社協会をはじめ、出版社側の激し た。パブリックアクセス政策に反対する米 らかになった。そこで再び議会が動き出し の政策は二〇〇五年五月に実施されたが、 人々からは懸念の声が多く表明された。こ 人を象徴する組織をはじめ、OA推進派の 加盟)という、納税者意識の強いアメリカ 医療団体、患者団体、大学など約九〇団体 パブリックアクセス政策支援のために結成 する」とされたこと、の三点である。この と出版社の相反する期待に沿うように努力 以内」と後退したこと、③「資金提供機関 罰則もないこと、

> ②原案では

> 「発表後六カ するかどうかは著者の自由意志に任され、 わけではない。その理由は、①論文を提供 しかし、すべての人がこの成果に満足した 月以内に登録」であった期限が「一二カ月

高木和子

論文登録件数 図 1



(出所) NIH統計から作成。

リックアクセス政策に せたのである。数日後 挑戦する法案を提出さ 会に働きかけて、 主張し、下院司法委員 に公聴会が開かれたが

パブ

盟など〇A推進派の願いは、完璧ではない 文の査読済み最終原稿を PubMed Central 年四月七日以降に雑誌掲載が受諾された論 とはいえ、 通過した。予想に反して、ブッシュ大統領 以内に公開することが義務付けられた。そ NIHの助成金を受けた研究者は、二〇〇八 の結果、二〇〇七年一一月には七七三名の に提出し、雑誌の公式発表日から一二カ月 法案にサインし、図書館界や納税者同 ついにかなえられたのである。

二〇〇八年九月に入る 二〇〇八年七月には 件登録するに至った。 研究者が九四七件の論 的財産法と矛盾すると の政策は著作権法や知 と、出版社側は新たな 成した (図1)。 三九九九件の記録を達 二〇〇八年一一月には、 かったのが、一年後の 文を登録したに過ぎな 反撃を企てた。NIH 一九七二名が二六三六 しかし、戦いは続く。

> たが、そのゆくえは今なお不明のままであ 務化する法案(通称FRPAA)が は予断を許さない。なお、対象を医学に限 現在はペンディングの状態で、今後の進展 定することなく、 一○○六年に超党派の議員により提出され 六カ月以内のOA化を義

カナダ

第一の方法には の言葉が入っているため、 誌発表後六カ月以内にOAに供する。ただ、 稿を雑誌発表後直ちに、PubMed Central ウェブサイトかオンライン・リポジトリ上 け早く、遅くとも六カ月以内に、出版社の 版社の方針に従って、雑誌発表後できるだ 選択できることにある。第一の方法は、出 CIHRの政策の特徴は、助成金を受けた に研究成果のOA義務化政策を発表した。 助成機関としては初めて、二〇〇七年九月 や所属機関のリポジトリなどに登録し、雑 力を払う。第二の方法は、査読済み最終原 で自由にアクセスできるよう、あらゆる努 表資料などは除く)を、OA化する方法を 研究者が、発表論文(本、報告書、会議発 究機構(CIHR)が、カナダの公的研究 化を実施済みである点では、他の国に抜き ないが、既に四つの公的研究助成機関がO A義務化政策を採択し、うち三機関が義務 ん出ていると言えるだろう。カナダ保健研 カナダでのOA義務化は、さほど早くは 「出版社の方針に従って」 出版社がOA化

> のみ入手できる仕組みである。国立研究会 リプリント・リクエストサービスによって は、機関リポジトリ、OICR―IRから が、出版社が許可しない場合、六カ月の間 六ヵ月以内にOA化されなければならない を奨励されるが義務ではない。登録論文は、 ばならない。助成金が小額の場合は、登録 OICRの機関リポジトリに登録しなけれ が受理された段階で、査読済み最終原稿を 稿(本、報告書、会議発表論文などは除く) 相当な額の助成金を得た研究者は、雑誌原 二〇〇八年七月にOA義務化を開始した。 C R は、 ばならない。オンタリオ州癌研究所(OI なパブリックデータベースに登録しなけれ 標などのデータも、 文に付随する生命情報科学、原子、分子座 料を助成金から出すことが認められる。論 化を許可する雑誌に投稿する場合は、 能との指摘もある。発表直後の論文のOA を六カ月以上際限なく引き伸ばすことも可 CIHRをモデルとして、 論文発表後直ちに適切

二〇〇九年七月には、

カナダ国立癌研究所

自由にはアクセスできないことになる。

能な限り」とされ、 r Cに登録される。

出版社が反対した場合、

二〇〇九年一月から、査読済み論文、

本、

その一部としてOA義務化政策を決定した。 創設のイニシアチブを開始するに当たり、 議 (NRC)は 、 NRC 出版物アーカイブ

パーが、NRCの機関リポジトリ、NPA 会議発表論文のすべてと、テクニカルペー

ただし、

〇A化は「可

(NCIC)も義務化を開始する。NCICからの支援を多少なりとも受けた研究者は、成果を PubMed Central、所属機関のウェブサイト、OA誌などに掲載し、できるだけ早く、遅くとも六カ月以内に公開しなければならない。OA化に際して出版しなければならない。OA化に際して出版社が費用を要求する場合には、NCICが負担する。

英压

明 □ □ □ □ □ □ 三 ○ 四年に下院科学技術委員会が発表した、科学出版に関する報告書「科学研究出 に、科学出版に関する報告書「科学研究出 の資金を受けた研究の成果を無料提供す ることなどを勧告し、政府に回答を求めた。 ることなどを勧告し、政府に回答を求めた。 を 立 しかし、貿易産業省が中心となってまとめ で の しかし、貿易産業省が中心となってまとめ で の しかし、貿易産業省が中心となってまとめ

芸術人文科学研究会議 AHRC 工学物理科学研究会議 EPSRC その結果、 その結果、 であった。

研究会議

生物科学研究会議

自然環境研究会議科学技術施設会議

研究会議における義務化の状況

略

MRC

BBSRC

ESRC

NERC

STFC

義務化開始時期

2006年10月

2006年10月

2006年10月

2006年10月

2007年4月

2007年9月

2009年春(予定)

腹に実質的

言葉とは裏

に勧告拒否

境研究会議 (NERC)、科学技術施設会 SRC)、医学研究会議(MRC)、自然環 研究に対して助成金を提供している。RC である七つの研究会議が、それぞれ基礎的 になった。英国では政府のエージェンシー 近、OA化を決めたようだ(表1)。 理科学研究会議(EPSRC)も、つい最 HRC)の六研究機関である。残る工学物 議(STFC)、芸術人文科学研究会議(A 議(BBSRC)、経済社会研究会議(E 最終案を発表した。前記報告書から二年が に示して、パブリックコメントを募った後 UKは、公的資金を得たすべての研究にO OA政策を実施したのは、生物科学研究会 義務化への第一歩を、踏み出したのである 点で、草案よりは後退した内容になったが で行うかは、各研究会議の決定に任された 経過していた。いつ、どのような条件の下 A化を義務付ける政策の草案を二○○五年

PubMed Central に登録することを助成とは、二〇〇五年一〇月、ピアレビュー誌掲載でいるウェルカム財団は、研究会議に先駆けて二〇〇五年一〇月、ピアレビュー誌掲載の研究に対して最大の資金援助を行っているウェルカム財団は、研究会議に先駆けて二〇〇五年一〇月、ピアレビュー誌掲載の研究論文を、出版後六カ月以内にの研究論文を、出版後六カ月以内にいるウェルカム財団は、研究会議に先駆けて二〇〇五年一〇月、ピアレビュー誌掲載の研究論文を、出版後六カ月以内に

ることを付け加えておく。
金も提供するなど、すぐれたOA政策であ要求された場合には、論文掲載料分の助成金供与の条件として義務付けた。出版社に

ドイツ

NIHに次いでOA政策を開始したのは

ビュー〇A誌に発表すべきであるとされる。 出版団体である PLoS の出版する雑誌に原 研究所に所属する研究者が、非営利のOA を提供している。その支援策は、MPSの 府から受け、大学などの研究機関に助成金 MPSも予算の八〇%強を連邦政府と州政 ○A支援策を二○○八年八月に発表した。 であるマックス・プランク協会(MPS)が 研究所を持つドイツ最大の非営利研究機関 いることは問題だ、とOA推進者のサバー 葉で、最終的には研究者の意思に任されて 請」よりは強いが、「要求」よりは弱い言 ただし、この「すべき」という言葉は、「要 に登録するか、または最初からピアレ 月以内に機関リポジトリか主題リポジトリ 究者は、雑誌に発表した論文を六~一二カ Gは、助成金を受けた研究の成果(論文) などの研究機関に助成金を提供する。DF 府の双方から財政支援を受けるが、独立し 究協会(DFG)である。連邦政府と州政 ドイツ最大の科学研究助成機関、ドイツ研 教授は指摘する。DFGに続き、約八○の た機関として、英国のRCUK同様、大学 へのOA政策を二〇〇六年に実施した。研



模でOA政策を実施した最初の機関は、

クセス向上を目指して-機関リポジトリのいま 学術情報へのア

担するというものである。

稿を載せる場合、MPSが掲載料を全額負

算五○○億ユーロ(六兆三五○○億円)の 州研究諮問委員会(EURAB)は、 提供する計画である。なお、ヨーロッパ規 文には、欧州委員会が特別なリポジトリを 題リポジトリにも入れることができない論 または、査読済み著者最終原稿を登録する 誌への論文掲載が受理され次第、 ループは六カ月以内、②のグループは一二 な場合は主題リポジトリに登録し、①のグ を所属機関のリポジトリに、それが不可能 分野で、助成金を申請する研究者は、成果 会の中の科学、社会経済学・人文学の計七 健康、情報通信技術、研究基盤整備、 トの対象となるのは、①エネルギー、環境、 開始した。二〇一三年まで続くプロジェク ロットプロジェクトを、二〇〇八年八月に 二〇〇七年から二〇一三年までの研究費予 で助成金を受けた研究成果に、OAを義務 連合第七次研究枠組み計画(FP七)の下 既に始まっている。二〇〇六年一二月、欧 よう要求される。機関リポジトリにも、主 カ月以内にOA化しなければならない。雑 二〇%について、OAを義務付けるパイ た。これを受け入れた欧州委員会は 付けるよう、 欧州委員会(EC)に勧告し EUとしてのOA義務化への取り組みも 出版社版 ② 社

> 担する。 投稿する際には、ERCがその掲載料を負 視し、発表後直ちに登録することが好まし ならない。ERCは、特に一次データを重 すぐに、PubMed Central や ArXiv など 行うことが主な使命で、二〇〇七年二月に あらゆる分野の優れた研究に、資金提供を ヨーロッパ研究委員会(ERC)である。 いとしている。掲載料を要求するOA誌に に登録し、六カ月以内にOA化しなければ た研究者は、成果である雑誌論文を発表後 インでOAを義務付けている。助成金を得 正式発足した。同年一二月発表のガイドラ

●オーストラリア

際には限りなく義務化に近いと考えられる。 府は数千の研究プロジェクトに巨額の資金 の正当性を証明しなければならないため、 あるが、従いたくない研究者は、 る。言葉上は「義務化」ではなく「要請」で きるだけ公開するよう研究者に要請してい を支出している。両機関は、助成金を受け アの特徴である。オーストラリア研究会議 のOA化を提言したことが、オーストラリ た研究の成果を自由に利用できるよう、で HMRC)という二つの機関を通して、政 (ARC)と、国立保健医療研究会議(N 一〇〇六年末で、英国とほぼ同じ時期である。 政府自らが、公的資金を得た研究の成果 ARCがこの政策を発表したのは 拒否理由

●その他の国々

ことを期待したい。 二〇〇九年にはその数がより一層増加する と新しい機関が参加している (表2)。 動きは、世界中で強まる一方であり、次々 出版界の抵抗にもかかわらず、OA化の (たかぎ かずこ/千葉大学非常勤講

表2 その他の国のOA政策					
	国 名	機関名	略称	開始年	内 容
	ベルギー	フランダース学術振興会	FWO	2007年3月	研究成果を発表後1年以内 にOAデータベースに登録。
	スイス	スイス国立科学財団	SNSF	2007年9月	研究成果を機関ないしは主 題リポジトリに登録。出版 社の公開禁止期間を尊重。
	アイルランド	アイルランド科学工学・ 技術研究会議	IRCSET	2008年5月	雑誌・国際会議発表論文の 査読済み原稿または出版社 版を登録。
	アイルランド	高等教育機構	HEA	2008年8月	同上。ただし、著作権に問 題がないことが条件。
	フランス	国立研究機構	ANR	2008年7月	査読済み原稿をHAL-SHSに 登録。